

## 広島県告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

世羅郡世羅町大字徳市字椋目五六四の一、五六四の二、五六四の一〇、五六八の一、五六八の一六、五六九の一、五六九の三、五七〇、五七一、五七三の一、五七四、五七七の一、五七八の四、五八四の四、五九〇、六〇七、六〇八の一、六〇九の一、六一一の一、六一二の一、六一四、六一七の一、六一九の一、六二二の一、六二四の一、六二五の一、六二六の一、六三二の一から六三二の一三まで、六三二の一五、六三二の一六、六三二の一八、六三二の二〇、六三二の二二、六三二の二四、六三二の二六、六五二、六五三、六五六

### 二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。)